

長崎県

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. 取組の推進に関する基本的考え方

長崎県では、過疎化・高齢化・混住化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の支援の保全管理が困難となっている状況や農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への県民の要請を踏まえ、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画（R3年3月策定）」において、農業生産の基盤となる農用地、農業用水等の資源の保全活動の推進、地域住民の協働による集落機能の維持、農村環境の向上に向けた取組みを推進することとしている。

このため、地域共同による農用地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化の取組み等に対し多面的機能支払交付金により支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、地域の実態を踏まえた取組を追加する。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

I. 点検・計画策定については、事業計画に位置づけた農用地、施設について毎年度実施する。

II. 実践活動については、事業計画に位置づけた農用地、施設について毎年度実施する。

ただし、下線部の活動は、点検結果に基づいて実施の必要性を判断する。

III. 研修については、活動期間中に1回以上実施する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域資源の適切な保全管理のための推進活動については、活動を1以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	施設の適正管理
取組	6鳥獣害防護柵等の保守管理
取組内容	<u>鳥獣害防護用のワナの保守管理</u> <u>・鳥獣害防止のためワナの適正な管理を行うこと</u> <u>なお、鳥獣に関する他事業等と重複しないこと。</u>
活動要件	-

区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	施設の適正管理
取組	9 水路附帯施設の保守管理
取組内容	<u>配水操作</u> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと <u>安全施設の適正管理</u> ・水路の転落防止柵等の安全施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。
活動要件	—

区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	付帯施設の適正管理
取組	15 ため池附帯施設の保守管理
取組内容	<u>配水操作</u> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと <u>安全施設の適正管理</u> ・ため池の転落防止柵等の安全施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。 <u>ため池の除排雪</u> ・ため池やその周辺部の除排雪を行う等適正な管理を行うこと。
活動要件	—

区分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	施設の適正管理
取組	100 施設の保守管理
取組内容	<u>安全施設の適正管理</u> <ul style="list-style-type: none"> ・農道の転落防止柵等の安全施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。 <u>農道の除排雪</u> ・農道の路面、路肩、法面やその周辺の除排雪を行う等適正な管理を行うこと。
活動要件	—

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

—

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

長崎県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

長崎県の農地維持支払交付金の基本単価については、多面的機能支払交付金実施要綱で定められた基本単価とする。

ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10アール当たりの交付 単価	左記のうち、国の助成
基本単価	田	3,000円	1,500円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	250円	125円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

長崎県における農地維持支払交付金の算定の対象とする農用地は、多面的機能支払交付金実施要綱に定められたもののほか、以下のとおりとする。

- ①農地の有する緑地機能、環境機能に着目して適正な保全が図られる生産緑地法に基づく生産緑地
- ②地方公共団体との契約、条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地
- ③水田の洪水貯留効果の向上による洪水被害防止等、多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地と一体的に取組む必要があると認められる農用地

(4) その他必要な事項

活動組織は、環境負荷低減のチェックシートに取り組む内容を記入し、市町へ提出すること。活動終了年度に取り組んだ内容をチェックシートに記入して市町へ報告するものとする。

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1－2の活動指針を基礎として、地域の実態を踏まえた取組を追加する。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

I. 機能診断・計画策定については、事業計画に位置づけた農用地、施設について毎年度実施する。

II. 実践活動については、事業計画に位置づけた農用地、施設について毎年度実施する。

ただし、実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。

III. 研修については、活動期間中に1回以上実施する。

イ. 農村環境保全活動

農村環境保全活動については、テーマを1以上定めたうえで、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を毎年度1以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

I. 多面的機能の増進を図る活動については、任意で取組内容を定めたうえで、毎年度実施する。

II. 広報活動・農村関係人口の拡大は毎年度実施する。ただし、対象農用地に農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は地域振興立法5法の地域に該当する場合は、広報活動・農村関係人口の拡大の実施を必ずしも求めるものではない。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

区分	取組内容の追加
活動項目	機能診断・計画策定
取組	109 施設の機能診断（全施設）
取組内容	・活動計画に位置付けたすべての施設について、 <u>施設の機能診断、診断結果の記録管理を行うこと。</u>
活動要件	—

区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	施設
取組	30 農用地の軽微な補修等
取組内容	<u>鳥獣害防護用のワナの補修・設置</u> ・ <u>鳥獣害防止のためのワナの補修や設置等を行うこと。</u> ただし、ワナの設置については狩猟免許や捕獲許可が必要であるため、注意すること。 <u>なお、鳥獣に関する他事業等と重複しないこと。</u>
活動要件	—

イ. 農村環境保全活動

区分	取組内容の追加
活動指針の構成	実践活動
テーマ	水質保全
取組	44 その他（水質保全）
取組内容	<u>水質保全を考慮した施設の適正管理</u> ・ <u>水質保全のため、非かんがい期において営農に支障の無い範囲でため池の池干し(1カ月程度の水抜きによる泥土乾燥)を実施すること。</u>
活動要件	—

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

区分	取組内容の追加
活動項目	多面的機能の増進を図る活動
取組	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
取組内容	・ <u>鳥獣被害防止のため、有害鳥獣の追い払い活動及びそれに必要な資材の購入を行うこと。</u>

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

長崎県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

長崎県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の基本単価については、多面的機能支払交付金実施要綱で定められた基本単価とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち、国の助成
基本単価	田	2,400円	1,200円
	畑	1,440円	720円
	草地	240円	120円
※継続地区の交付単価 (基本単価×0.75)	田	1,800円	900円
	畑	1,080円	540円
	草地	180円	90円

※継続地区（農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払交付金及び多面的機能支払交付金による共同活動を5年間以上実施した農地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）については、基本単価に0.75を乗じた額を交付単価とする。

※いずれにおいても、多面的機能の増進を図る活動に取組まない場合は、上記の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

③ 加算単価

ア. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目（ただし、広報活動・農的関係人口の拡大を除く。）から2活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表のとおりとする。

適用	地目	10アール当たりの多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援交付単価	左記のうち、国の助成
加算単価	田	400円	200円
	畑	240円	120円
	草地	40円	20円
※継続地区の交付単価 (基本単価×0.75)	田	300円	150円
	畑	180円	90円
	草地	30円	15円

イ. 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は、次に掲げる表のとおりとする。

(ア) 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組

織の対象農用地面積のうち田面積全体とする)

(イ) 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする）

適用	地目	10 アール当たりの水田の雨量貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援交付単価	左記のうち、国の助成
加算単価	田	400 円	200 円
※継続地区の交付単価 (基本単価×0.75)	田	300 円	150 円

※ア、イについて継続地区（農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払交付金及び多面的機能支払交付金による共同活動を5年間以上実施した農地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）については、基本単価に0.75を乗じた額を交付単価とする。

ウ. 環境負荷低減の取組への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する環境負荷低減の取組を活動期間中に取組面積を増加させつつ行う対象組織が、取組面積に応じて加算できる交付単価は、次に掲げる表のとおりとする。

- （ア）化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と長期中干しを組み合わせた取組
- （イ）5割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組
- （ウ）5割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組
- （エ）5割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組
- （オ）5割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組

適用	環境負荷低減の取組の10アール当たりの交付単価	左記のうち、国の助成
長期中干し	800 円	400 円
冬期湛水	4,000 円	2,000 円
夏期湛水	8,000 円	4,000 円
中干し延期	3,000 円	1,500 円
江の設置等（作溝実施）	4,000 円	2,000 円
江の設置等（作溝未実施）	3,000 円	1,500 円

（3）交付金の算定の対象とする農用地

長崎県における資源向上支払交付金の算定の対象とする農用地は、多面的機能支払交付金実施要綱に定められたもののほか、以下のとおりとする。

- ①農地の有する緑地機能、環境機能に着目して適正な保全が図られる生産緑地法に基づく生産緑地
- ②地方公共団体との契約、条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地
- ③水田の洪水貯留効果の向上による洪水被害防止等、多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地と一体的に取組む必要があると認められる農用地

(4) その他必要な事項

活動組織は、環境負荷低減のチェックシートに取り組む内容を記入し、市町へ提出すること。活動終了年度に取り組んだ内容をチェックシートに記入して市町へ報告するものとする。

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1－2の活動指針を基礎として、地域の状況に応じて農地に係る施設や対象活動を追加する。

なお、当該活動については、対象組織が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

施設の長寿命化を図る活動に係る費用は、原則として工事1件当たり2百万円未満とする。

ただし、2百万円以上の活動において、他事業での実施を検討した上で、実施が困難な下記要件工事においては、多面的機能支払交付金実施要綱(別紙2)第5に記載の手続きにより、実施できることとする。

なお、水路、農道、ため池の施設においては、集落が管理する施設を対象とする。

ア. 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

(1) 水路において、素掘り水路からコンクリート水路へ更新すること。

(2) 農道において、未舗装農道を新たに路面舗装すること。

(3) 水路、農道、ため池、農地に関する施設において、全て直営施工で実施する場合。

b 内容について県知事と協議を求める場合の要件

・対象組織から市町長へ提出された長寿命化整備計画書内に上記aに記載している要件に該当する工事以外が記載されている場合には、実施要綱別紙2の第5の5の(3)のとおり当該活動の内容について県知事と協議し、その同意を得なければならない。

c 県又は推進組織が行う技術的指導の内容

・実施要領別記1－2の第2の3の(2)における技術的指導としては、適正な工法であること等について確認を行い、市町に対して、指導を行う。市町は指導に応じて、対象組織に対して、指導を行い、改善が必要な場合は、対象組織は再度指導に応じた計画の見直しを行い、市町へ再提出を行い、認定を受ける必要がある。

d その他必要な事項

・cを行う上で必要な資料等を対象組織は市町を通じて、県又は推進組織に提出すること。

・cの場合において、盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	本体
取組	<p>61 水路の補修</p> <p>水路の破損部分の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路の一部区間において、水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、擁壁型水路（石積水路、矢板水路等）、ライニング水路（セメント、アスファルト等による表面のライニング水路等）、木製水路（木柵等）、水路法面の地盤改良等の補修による対策を行うこと。 <p>水路の老朽化部分の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプラインの塗装劣化等により腐食の恐れがある場合、再塗装等の対策を行うこと。 ・水路の一部区間において、水路側壁が薄く、壁の転倒等の恐れがある場合、壁厚を厚くする等の対策を行うこと。
活動要件	集落が管理する施設

区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	附帯施設
取組	<p>61 水路の補修</p> <p><u>水路蓋の補修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路や集水井等の蓋の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。 <p><u>水路法面の補修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路法面の破損箇所や老朽化した箇所の補修等を行うこと。 ・水路法面に侵食や土砂の崩壊等が生じ、維持管理に支障がある場合に新たに張りブロックや張りコンクリート等の対策を行うこと。 <p><u>取水施設の補修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・井堰の破損箇所や老朽化した箇所の補修等を行うこと。 ・樋門・樋管の破損箇所や老朽化した箇所の補修等を行うこと。 ・ボックス・メーター器等の管理施設の破損や老朽化した箇所の補修等を行うこと。 <p><u>空気弁・仕切弁等の補修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・空気弁、排泥弁、仕切弁等の破損箇所や老朽化した箇所の補修や腐食防止剤の塗布等を行うこと。 <p><u>貯水槽の補修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボックス・メーター器等の管理施設の破損や老朽化した箇所の補修等を行うこと。 <p><u>沈砂池等の補修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈砂池等の法面浸食や破損、老朽化した箇所の補修等を行うこと。
活動要件	集落が管理する施設

区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	本体
取組	62 水路の更新等
	<p>素掘り水路からコンクリート水路への更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、擁壁型水路（石積水路、矢板水路等）、ライニング水路（セメント、アスファルト等による表面のライニング水路等）、木製水路（木柵等）、水路法面の地盤改良等の更新による対策を行うこと。
活動要件	集落が管理する施設

区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	附帯施設
取組	62 水路の更新等
取組内容	<p><u>水路蓋の更新</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化し機能に支障が生じまた、維持管理に支障が生じている水路蓋について更新の対策を行うこと。 ・水路管理用道路において、側溝蓋がないために車両通行時に脱輪したりする恐れがある場合、新たに蓋を設置することにより対策を行うこと。 <p><u>取水施設の更新</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化や不同沈下等により取水機能に支障が生じている井堰について、更新等の対策を行うこと。 ・老朽化や不同沈下等により機能に支障が生じている樋門・樋管について、更新等の対策を行うこと。 ・ボックス・メーター器等の管理施設の老朽化により管理に支障が生じている場合、更新等の対策を行うこと。 <p><u>空気弁・仕切弁等の更新</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化等により機能に支障が生じている空気弁、排泥弁、制水弁等について、更新等の対策を行うこと。 <p><u>集水樹等の更新</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨などによりオーバーフローし、周辺の農用地等に影響を及ぼす恐れがある場合、集水樹等を更新することにより対策を行うこと。 <p><u>集水樹等の新設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路合流箇所に集水樹がなく、豪雨などにより慢性的にオーバーフローし、周辺の農用地等に影響を及ぼす恐れがある場合、集水樹を新設する。
活動要件	集落が管理する施設

区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農道

活動項目	本体
取 組	63 農道の補修
	<p>農道路肩、農道法面の補修</p> <p>・<u>管理用道路の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。</u></p> <p>・<u>農道路肩・法面の崩壊、雑草の繁茂等により通行の安全性に支障が生じている場合や、清掃や土砂除去などの日常管理が支障がある場合、農道路肩・法面に擁壁の設置や張りコンクリート等のラインニング等による対策を行うこと。</u></p>
活動要件	-

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	本体
取 組	64 農道の更新等
	<p>未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）</p> <p>・<u>未舗装の管理用道路について、水路の維持管理等に支障が生じている場合、新たに舗装することにより対策を行うこと。</u></p>
活動要件	集落が管理する施設

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	本体
取 組	65 ため池の補修
	<p>洗堀箇所の補修</p> <p>・<u>ため池堤体法面（ため池内水面に接する法面を含む）の崩壊や雑草の繁茂等により安全性や、清掃、土砂除去などの日常管理に支障が生じている場合、堤体法面に張りコンクリート等のラインニング等の対策を行うこと。（なお、堤体下流法面については堤体からの漏水やパイピング等の変状を早期に発見し災害の未然防止を図る必要があることから、張り芝等がよい。このため計画に位置付ける場合は、市町及び県からの技術的な助言を受けるものとする。また、ため池内水面に接する法面について施設管理者と協議を行うものとする）</u></p> <p><u>ため池の浚渫</u></p> <p>・<u>ため池において、土砂等の堆積により貯水機能に障害が生じている場合、土砂等の堆積物を取り除く等の対策を行うこと。</u></p>
活動要件	集落が管理する施設

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	附帯施設
取 組	65 ため池の補修
	<p>取水施設の補修</p> <p>・<u>ため池の流入部構造物の破損や老朽化により流入に支障が生じて</u></p>

	<u>いる場合、破損や老朽化した箇所の補修や堆積土砂の除去等の対策を行うこと。</u>
活動要件	集落が管理する施設

区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	附帯施設
取組	66 ため池（附帯施設）の更新等 <u>ポンプの更新</u> ・老朽化等により機能に支障が生じているポンプについて、更新等の対策を行うこと。
活動要件	集落が管理する施設

区分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地にかかる施設
活動項目	本体
取組	110 農地に係る施設の補修 <u>暗渠排水施設の補修</u> ・暗渠排水施設の破損、老朽化や不同沈下等により排水機能への支障が生じている場合、状況に応じた補修等の対策を行うこと。 <u>鳥獣害防護柵の補修</u> ・鳥獣害防護柵の破損や老朽化等により機能への支障が生じている場合、状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。 ・鳥獣害被害防護柵において雑草の繁茂により施設管理に支障が生じている場合、鳥獣害防護柵設置箇所に張りコンクリート等の対策を行うこと。 <u>進入路の補修</u> ・進入路路肩や進入路法面に侵食や土砂の崩壊が生じている場合や、舗装路で老朽化等により路面の凹凸、輪だち、ひび割れ等がみられた場合、その部分を補修する等の対策を行うこと。 <u>給水施設の補修</u> ・給水栓、畑灌施設等の破損や老朽化等により給水機能に支障が生じている場合、補修等の対策を行うこと。 <u>防風施設の補修</u> ・防風ネット、防風林などの防風設備において、形状の劣化、破損等が見られる場合、補修等により対策を行うこと。
活動要件	－

区分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地にかかる施設
活動項目	本体
取組	111 農地に係る施設の更新等 <u>客土</u> ・軟弱地盤地帶において、不等沈下等により耕作に支障が生じてい

	<u>る場合、耕作放棄地発生防止を図ることを目的として、表土等の補充を行い耕作可能な状態へ復旧すること。</u>
活動要件	－

区分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地にかかる施設
活動項目	附帯施設
取組	<p>111 農地に係る施設の更新等</p> <p><u>暗渠排水施設の設置</u></p> <p>・排水不良により農作業や作物の生育に支障が生じる場合、暗渠排水施設の断面拡大や新たな暗渠排水施設の設置等の対策を行うこと。</p> <p><u>進入路の更新</u></p> <p>・未舗装進入路において、進入路の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面に舗装をする対策を行うこと。</p> <p><u>給水施設の更新</u></p> <p>・給水栓、畑灌施設等の破損や老朽化等により給水機能に支障が生じている場合、更新等の対策を行うこと。</p>
活動要件	－

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙3）

長崎県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

（2）交付単価

① 基本的考え方

長崎県の組織に対する資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の上限額については、多面的機能支払交付金実施要綱で定められた単価とする。

なお、実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいざれか小さい額とする。

② 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

適用	地目	資源向上活動（長寿命化）の10アール当たりの交付単価	左記のうち、国の助成
上限単価	田	4,400円	2,200円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	400円	200円

※直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に5／6を乗じた額を上限単価とする。ただし、令和6年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への当該単価（実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に5／6を乗じた額）を上限単価とする。

（3）交付金の算定の対象とする農用地

長崎県における資源向上支払交付金の算定の対象とする農用地は、多面的機能支払交付金実施要綱に定められたもののほか、以下のとおりとする。

- ①農地の有する緑地機能、環境機能に着目して適正な保全が図られる生産緑地法に基づく生産緑地
- ②地方公共団体との契約、条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地
- ③水田の洪水貯留効果の向上による洪水被害防止等、多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地と一体的に取組む必要があると認められる農用地

(4) その他必要な事項

活動組織は、環境負荷低減のチェックシートに取り組む内容を記入し、市町へ提出すること。活動終了年度に取り組んだ内容をチェックシートに記入して市町へ報告するものとする。

5. 資源向上支払交付金（組織の広域化・体制強化）に関する事項

(1) 本事項の要件設定

6に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班（以下、「活動支援班」という。）を設置すること。

(2) 交付単価

①基本的な考え方

長崎県の資源向上支払交付金（組織の広域化・体制強化）の基本単価については、多面的機能支払交付金実施要綱で定められた基本単価とする。

②資源向上支払交付金（組織の広域化・体制強化）

適用	1組織当たりの交付額	左記のうち、国の助成
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40万円	20万円

6. 広域協定の規模

長崎県内においては、広域協定の対象とする区域が実施要綱別紙5の第3の1に規定されている規模の要件を満たす場合、広域活動組織を設立することができる。

さらに、対象農用地に農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合、又は地域振興立法5法の地域に該当する農用地が含まれる場合、広域協定の対象とする区域が50ha以上の規模を有している組織、又は協定に参加する集落が3集落以上の組織は広域活動組織を設立することができる。

7. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

多面的機能支払交付金による取組の推進にあたっては、長崎県、市町、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、長崎県、市町、農業者団体等から構成する「長崎県農地保全推進協議会」を推進組織として地域の推進体制に位置付けることとする。

なお、多面的機能支払交付金の事業実施主体は、広域活動組織又は活動組織とする。

(2) 関係団体の役割分担

①長崎県

- ・法に基づく基本方針を策定する。
- ・本交付金の実施状況等の評価等を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・長崎県の多面的機能支払の実施に関する要綱基本方針を策定する。
- ・市町から提出された申請書等について、推進組織の審査結果を確認し、市町に交付金の交付

額の通知及び交付金の交付を行う。

- ・市町、推進組織と連携し、対象組織等を対象とした説明会を開催し、当該年度の本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・市町、推進組織と連携し、対象組織に対し適宜指導を行い、農地維持活動及び資源向上活動の適切な実施を図る。

② 市町村（別添：市町村一覧参照）

- ・法に基づく促進計画を策定する。
- ・対象組織の作成する事業計画について、対象組織へ適宜指導を行うとともに、推進組織の審査結果を確認し、事業計画を認定する。
- ・広域活動組織の作成する協定について、広域活動組織へ適宜指導を行うとともに、推進組織の審査結果を確認し、広域協定を認定する。
- ・県、推進組織と連携し、対象組織等を対象とした説明会を開催し、当該年度の本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・県、推進組織と連携し、対象組織に対し適宜指導を行い、農地維持活動及び資源向上活動の適切な実施を図る。
- ・毎年度、本交付金の交付対象となる対象組織の活動の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認し、推進組織へ報告する。
- ・実施状況確認について、推進組織の審査結果を確認し、県に実施状況報告を行う。
- ・対象組織から提出された申請書等について、推進組織の審査結果を確認し、対象組織に交付金の交付額の通知及び交付金の交付を行う。

③ 推進組織

- ・対象組織の作成する事業計画の審査を行い、市町を通じて対象組織への指導を行うとともに、審査結果を市町へ報告する。
- ・広域活動組織の作成する協定の審査を行い、市町を通じて広域活動組織への指導を行うとともに、審査結果を市町へ報告する。
- ・市町が実施した実施状況確認結果の審査を行い、市町を通じて活動組織等への指導を行うとともに、審査結果を市町へ報告する。
- ・県、市町と連携し、対象組織を対象とした説明会を開催し、当該年度の本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・県、市町と連携し、対象組織に対し適宜指導を行い、農地維持活動及び資源向上活動の適切な実施を図る。
- ・多面的機能支払交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引きを作成し、本交付金による取り組みの意義等について普及啓発に努める。
- ・その他、推進事業の実施に必要となる業務を実施する。

（3）その他必要な事項

なし

【参考添付資料】

（参考1）関係団体の役割分担表

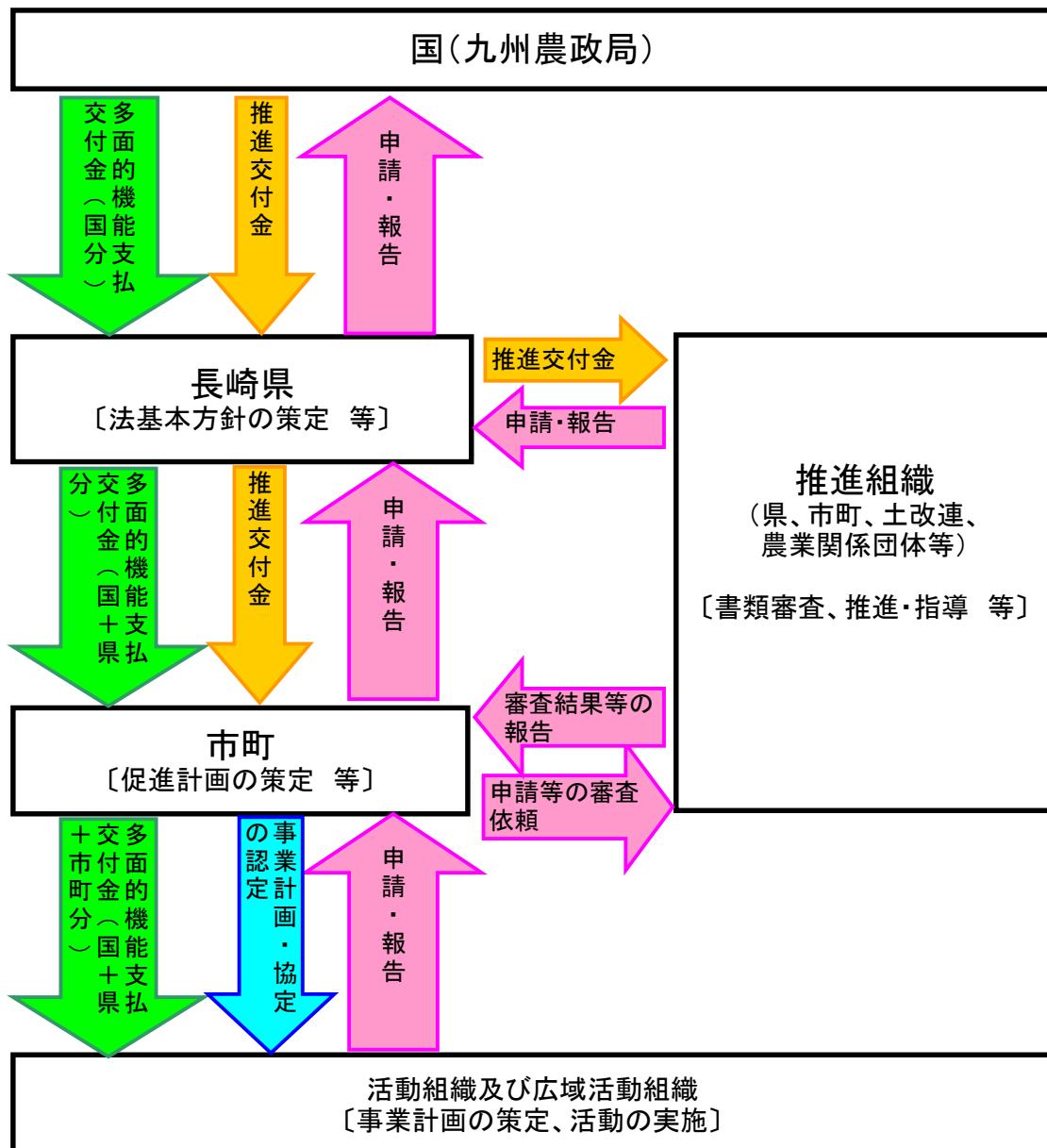
（参考2）実施体制図

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	長崎県	関係市町	推進組織	
多面的機能支払交付金	○	○		
多面的機能支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の審査、指導		○	○	
(2) 事業計画の認定		○		
6. (1) 広域協定の審査、指導		○	○	
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○	○	
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成			○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援			○	
9. (1) 交付申請書等の審査	○	○		
(2) 通知・交付	○	○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項				
(1) 会議、研修等に関する業務	○	○	○	
(2) 調査、検査等に関する業務	○	○	○	
(3) 広報等に関する業務	○	○	○	

<参考2>



(別紙1)

長崎県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 農地維持活動

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

活動区分	活動内容	活動要件
点検・ 計画策定	1 点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施し、記録管理すること。
	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上実施する。
実践活動	農用地 4 遊休農地発生防止のための保全管理 5 畦畔・法面・防風林の草刈り 6 鳥獣害防護柵等の保守管理 水路 7 水路の草刈り 8 水路の泥上げ 9 水路附帯施設の保守管理 農道 10 農道の草刈り 11 農道側溝の泥上げ 12 路面の維持 100 施設の保守管理 ため池 13 ため池の草刈り 14 ため池の泥上げ 15 ため池附帯施設の保守管理 共通 16 異常気象時の対応	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動区分	活動項目	活動要件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催 18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催 23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）	該当する取組を選択し、毎年度実施し、記録を管理すること。

第2 取組の説明

1 農地維持活動

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

1) 点検・計画策定

ア 点検

[1]点検

【農用地に関する取組内容】

□遊休農地等の発生状況の把握

- 活動計画書に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。

【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】

□施設の点検

- 活動計画書に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- 活動計画書に位置付けたすべてのパイplineについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

【農道に関する取組内容】

□施設の点検

- 活動計画書に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】

□施設の点検

- ・ 活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・ ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。

イ 計画策定

2]年度活動計画の策定

- ・ 点検・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

2) 研修

3]事務・組織運営等に関する研修

次の2つの研修について、5年間に各1回以上実施する。2つを合わせて実施することも可能とする。

- ・ 活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。
- ・ 共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修、講習等を開催又はそれに参加すること。

3) 実践活動

ア 農用地に関する取組内容

4]遊休農地発生防止のための保全管理

- ・ 農用地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。

5]畦畔・法面・防風林の草刈り

□畦畔・農用地法面等の草刈り

- ・ ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□防風林の枝払い・下草の草刈り

- ・ ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業

により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようすること。

6 鳥獣害防護柵等の保守管理

□鳥獣害防護柵の適正管理

- ・ 鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

□防風ネットの適正管理

- ・ 防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

□鳥獣害防護用のワナの保守管理

- ・ 鳥獣害防止のためワナの適正な管理を行うこと。なお、鳥獣に関する他事業等と重複しないこと。

イ 水路（開水路・パイプライン）に関する取組内容

7 水路の草刈り

□水路の草刈り

- ・ 通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ場、調整施設等の草刈り

- ・ 活動計画書に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雜用水施設等のパイpline附帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

8 水路の泥上げ

□水路の泥上げ

- ・ 活動計画書に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ吸水槽等の泥上げ

- ・ 点検の結果、必要となる場合には、活動計画書に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

9 水路附帯施設の保守管理

□ かんがい期前の注油

- ・ 活動計画書に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

□ ゲート類等の保守管理

- ・ 腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□ 遮光施設の適正管理

- ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□ 配水操作

- ・ 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。

□ 安全施設の適正管理

- ・ 水路の転落防止柵等の安全施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

ウ 農道に関する取組内容

10 農道の草刈り

- ・ 活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

11 農道側溝の泥上げ

- ・ 活動計画書に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

12 路面の維持

- ・活動計画書に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。

100 施設の保守管理

□ 安全施設の適正管理

- ・農道の転落防止柵等の安全施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□ 農道の除排雪

- ・農道の路面、路肩、法面やその周辺の除排雪を行う等適正な管理を行うこと。

エ ため池に関する取組内容

13 ため池の草刈り

- ・活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

14 ため池の泥上げ

- ・活動計画書に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

15 ため池附帯施設の保守管理

□ かんがい期前の施設の清掃・防塵

- ・活動計画書に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。

□ 管理道路の管理

- ・活動計画書に位置付けたため池の管理道路を補修（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。

□ 遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□ ゲート類の保守管理

- ・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池附帯施設の長寿命化に

資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□配水操作

- ・ 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。

□安全施設の適正管理

- ・ ため池の転落防止柵等の安全施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□ため池の除排雪

- ・ ため池やその周辺部の除排雪を行う等適正な管理を行うこと。

オ 共通

16 異常気象時の対応

□異常気象後の見回り

- ・ 洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農用地（畦畔、排水口、法面等）、水路、地上部のパイプライン附帯施設（ポンプ場、調整施設等）、農道、ため池及び附帯施設の見回りを行い、状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

- ・ 異常気象後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、又は水路、農道及びため池に土砂や雑木等がみられたり、施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

構造変化に対応した保全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。

17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催

18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査

19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査

20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショッピング・交流会の開催

21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査

22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催

23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）

(別紙2)

長崎県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動)

(1) 施設の軽微な補修

活動区分		活動項目	活動要件
機能診断・計画策定	機能診断	109 全施設の機能診断	活動計画書に位置付けたすべての施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		24 農用地の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		25 水路の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		26 農道の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
	計画策定	28 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修		29 機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。
実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な取組を毎年度実施する。
	水路	31 水路の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な取組を毎年度実施する。
	農道	32 農道の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な取組を毎年度実施する。
	ため池	33 ため池の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な取組を毎年度実施する。

(2) 農村環境保全活動

活動区分	テーマ	活動項目	活動要件
計画策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。
	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	
	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	

	資源循環	38 資源循環計画の策定	
実践活動	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の取組を毎年度1つ以上実施する。
		40 外来種の駆除	
		41 その他（生態系保全）	
	水質保全	42 水質モニタリングの実施・記録管理	選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の取組を毎年度1つ以上実施する。
		43 畑からの土砂流出対策	
		44 その他（水質保全）	
景観形成・生活環境保全	45 植栽等の景観形成活動 46 施設等の定期的な巡回点検・清掃 47 その他（景観形成・生活環境保全）	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。	
水田貯留機能増進・地下水かん養	48 水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。	
	49 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全		
資源循環	50 地域資源の活用・資源循環活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。	
啓発・普及	51 啓発・普及活動	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。	

（3）多面的機能の増進を図る活動

活動区分	活動項目	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・農村関係人口の拡大を毎年度実施する。
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	

58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
58-2 広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施
58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化
59 都道府県、市町村が特に認める活動
60 広報活動・農村関係人口の拡大

第2 取組の説明

1 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

(1) 施設の軽微な補修

1) 機能診断・計画策定

ア 機能診断

【全施設に関する取組内容】

109 施設の機能診断

□施設の機能診断

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように状況確認を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【農用地に関する取組内容】

24 農用地の機能診断

□施設の機能診断

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】

25 水路の機能診断

□施設の機能診断

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【農道に関する取組内容】

26 農道の機能診断

□施設の機能診断

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】

27 ため池の機能診断

□施設の機能診断

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

- ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

イ 計画策定

28 年度活動計画の策定

- ・ 機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

2) 研修（機能診断・補修技術等の研修）

29 機能診断・補修技術等に関する研修

□対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修

- ・ 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

- 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修
 - ・ 対象組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。
- 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修
 - ・ 対象組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

3) 実践活動

ア 農用地に関する取組内容

30 農用地の軽微な補修等

① 畦畔・農用地法面等

□ 畦畔の再構築

- ・ 形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。

□ 農用地法面の初期補修

- ・ 降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

② 施設

□ 暗渠施設の清掃

- ・ 暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。

□ 農用地の除れき

- ・ 生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。

□ 鳥獣害防護柵の補修・設置

- ・ 鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。

□ 防風ネットの補修・設置

- ・ 防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。

□ きめ細やかな雑草対策

- ・ 畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□ 鳥獣害防護用のワナの補修・設置

- ・ 鳥獣害防止のためのワナの補修や設置等を行うこと。ただし、ワナの設置については狩猟免許や捕獲許可が必要であるため、注意すること。
なお、鳥獣に関する他事業等と重複しないこと。

イ 水路に関する取組内容

31 水路の軽微な補修等

①水路

□水路側壁のはらみ修正

- ・ 柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。

□目地詰め

- ・ U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きもを行うこと。

□表面劣化に対するコーティング等

- ・ コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。

□不同沈下に対する早期対応

- ・ 水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側壁の裏込め材の充填、水路耕畔の補修

- ・ 柵渠等の水路側壁の背面に土壤侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。

□水路に付着した藻等の除去

- ・ 除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。

□水路法面の初期補修

- ・ 法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・ 水路法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。

なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□パイプラインの破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□パイプ内の清掃

- ・ パイプライン及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。

②附帯施設

□給水栓ボックス基礎部の補強

- ・ 特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□給水栓に対する凍結防止対策

- ・ 特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

□空気弁等への腐食防止剤の塗布等

- ・ 空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の補修等

- ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

ウ 農道に関する取組内容

32 農道の軽微な補修等

①農道

□路肩、法面の初期補修

- ・ 降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

□軌道等の運搬施設の維持補修

- ・ 軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・ 路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたって

は、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附帯施設

□側溝の目地詰め

- ・ U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きもを行うこと。

□側溝の不同沈下への早期対応

- ・ 側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側溝の裏込め材の充填

- ・ 側溝側壁の背面で土壤侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

エ ため池に関する取組内容

33 ため池の軽微な補修等

①堤体

□遮水シートの補修

- ・ 遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。

□コンクリート構造物の目地詰め

- ・ コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きもを行うこと。

□コンクリート構造物の表面劣化への対応

- ・ コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。

□堤体侵食の早期補修

- ・ 堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

- ・ ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に

留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附帯施設

□破損施設の補修

- ・ 破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□遮光施設の補修等

- ・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

(2) 農村環境保全活動

1) 計画策定

ア 生態系保全

34 生物多様性保全計画の策定

- ・ 地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

イ 水質保全

35 水質保全計画、農地保全計画の策定

□水質保全計画の策定

- ・ 地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

□農地の保全に係る計画の策定

- ・ 地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

ウ 景観形成・生活環境保全

36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定

- ・ 地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定

□水田貯留機能増進に係る地域計画の策定

- ・ 地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

□地下水かん養に係る地域計画の策定

- ・ 地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

オ 資源循環

38 資源循環計画の策定

- ・ 地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

2) 実践活動

ア 生態系保全

39 生物の生息状況の把握

- ・ 地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。
- ・ 地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

40 外来種の駆除

- ・ 地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。

41 その他（生態系保全）

□生物多様性保全に配慮した施設の適正管理

- ・ 地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巣ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・ 地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・ 地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。
- ・ 動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□水田を活用した生息環境の提供

- ・ 遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や

水管理等による適正な維持管理を行うこと。

- ・ 鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。
- ・ 渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。
- ・ 魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□生物の生活史を考慮した適正管理

- ・ 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。
- ・ 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。
- ・ 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

□在来生物の育成

- ・ 生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽するなど、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。
- ・ 水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。
- ・ 基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。
- ・ デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。
- ・ 鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。

□希少種の監視

- ・ 地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

イ 水質保全

42 水質モニタリングの実施・記録管理

- ・ 水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

43 畑からの土砂流出対策

□排水路沿いの林地帯等の適正管理

- ・ 水質保全に向けて、畠からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□沈砂池の適正管理

- ・ 水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜柵の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□土壤流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理

- ・ 水質保全に向けて、農用地からの土壤流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壤流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。

44 その他（水質保全）

□水質保全を考慮した施設の適正管理

- ・ 水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・ 水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。
- ・ 水質保全のため、非かんがい期において営農に支障の無い範囲でため池の池干し（1ヶ月程度の水抜きによる泥土乾燥）を実施すること。

□水田からの排水（濁水）管理

- ・ 水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。

□循環かんがいの実施

- ・ 地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。

□非かんがい期における通水

- ・ 水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。

□管理作業の省力化による水資源の保全

- ・ 管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブ又は給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

ウ 景観形成・生活環境保全

45 植栽等の景観形成活動

□景観形成のための施設への植栽等

- ・ 農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・ 景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。

□農用地等を活用した景観形成活動

【農用地等を活用した景観形成活動】

- ・ 農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。

【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】

- ・ 農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。
- ・ 農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助

言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

46 施設等の定期的な巡回点検・清掃

- ・ 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。
- ・ 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン附帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。
- ・ 地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。
- ・ 畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。

47 その他（景観形成・生活環境保全）

□ 農業用水の地域用水としての利用・管理

- ・ 農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。
- ・ 農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。
- ・ 農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。
- ・ 集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。
- ・ 農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。

□ 伝統的施設や農法の保全・実施

- ・ はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。
- ・ 地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。
- ・ 景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。

□ 農用地からの風塵の防止活動

- ・ 農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。

なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

48 水田の貯留機能向上活動

- 大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。
- 大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。ただし、前述の排水調節の活動を行い場合に限る。
- 大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。

49 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全

□水田の地下水かん養機能向上活動

- 水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。
- 水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。

□水源かん養林の保全

- 地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。

オ 資源循環

50 地域資源の活用・資源循環活動

【有機性物質のたい肥化】

- 資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。
- 資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。

【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】

- 地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。

【農業用水の反復利用】

- 地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプ

を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

【小水力発電施設の適正管理】

- ・ 地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。

3) 啓発・普及

51 啓発・普及活動

①広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する取組内容

□広報活動

- ・ 農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。
- ・ 外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。

□啓発活動

- ・ 地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。
- ・ 地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

②地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する取組内容

□地域住民等との交流活動

- ・ 活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。
- ・ 地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。
- ・ 生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。
- ・ 農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。
- ・ 地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。

□学校教育等との連携

- ・ 農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

□行政機関等との連携

- ・ 市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。
- ・ 市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿すること。

③地域内の規制等の取り決めに関する取組内容

□地域内の規制等の取り決め

- ・ 農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。

（3）多面的機能の増進を図る活動

52 遊休農地の有効活用

- ・ 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。

53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

- ・ 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。
- ・ 鳥獣被害防止のため、有害鳥獣の追い払い活動及びそれに必要な資材の購入を行うこと。なお、鳥獣に関する他事業等と重複しないこと。

54 地域住民による直営施工

- ・ 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。

55 防災・減災力の強化

- ・ 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。

56 農村環境保全活動の幅広い展開

- ・ 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び4に定める活動を実施する対象組織が対象）。

57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

- ・ 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。
- ・ 地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源を有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。

58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

- ・ 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。

58-2 広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施

- ・ 広域活動組織において、集落をまたいで共同活動を支援すること目的として設置された活動支援班が活動を行うこと。

58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

- ・ 5に定める環境負荷低減の取組への対象活動を行うこと。

59 都道府県、市町村が特に認める活動

- ・ 都道府県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した取組について、活動を行うこと。

60 広報活動・農村関係人口の拡大

- ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外から呼び込みによる農村関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

2 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織

1の（3）における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織は、地域資源

の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、当該農村環境保全活動とは異なる1テーマ以上の農村環境保全活動を選択及び実施する対象組織、又は以下の高度な保全活動を実施する対象組織とする。

(1) 農業用水の保全

ア 循環かんがいによる水質保全

□循環かんがい施設の保全等

- ・ 循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。

イ 净化水路による水質保全

□水路への木炭等の設置

- ・ 農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設（木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等）を設置し、浄化施設の適正な維持管理（施設の清掃、植物の刈り取り）を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

ウ 地下水かん養

□冬期湛水等のためのポンプ設置

- ・ 農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

エ 持続的な水管理

□末端ゲート・バルブの自動化等

- ・ 管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。

□給水栓・取水口の自動化等

- ・ 管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

(2) 農地の保全

ア 土壤流出防止

□グリーンベルト等の設置

- ・ 農地等からの土壤流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指

導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□防風林の設置

- 活動計画書に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。

(3) 地域環境の保全

ア 生物多様性の回復

□水田魚道の設置

- 地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□水路魚道の設置

- 地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上がりが可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生息環境向上施設の設置

- 地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生物の移動経路の確保

- 地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。

イ 水環境の回復

□水環境回復のための節水かんがいの導入

- 排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

ウ 持続的な畦畔管理

□カバープランツ（地被植物）の設置

- 管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止す

るために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□法面への小段（犬走り）の設置

- ・ 管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段を設置すること。

（4）専門家の指導

□専門家による技術的指導の実施

- ・ 対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動に取り組むこと。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。

3 多面的機能の増進を図る活動における「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の対象活動

（1）長期中干し

長期中干しは、以下の要件を全て満たすものとする。

- ア 稲の生育中期に 14 日以上の中干しを実施すること。

（2）冬期湛水

冬期湛水は、以下の要件を全て満たすものとする。

- ア 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。

- イ 市町等が作成した計画※に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町長の承認等を得た取組であること。

※市町等が作成する以下の内容の記載されたもの。

- ①生物多様性保全に関する市町等の基本的考え方が記載されていること。

- ②生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置付けられていること。

（3）夏期湛水

夏期湛水は、以下の要件を全て満たすものとする。

- ア 転作田又は湛水可能なほ場であること。

- イ 概ね 2ヶ月以上の湛水期間を確保するため（開放水面を確保すること）、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。

- ウ 6月下旬～9月上旬の期間内に概ね 2ヶ月間以上の湛水管理を行うこと。

- エ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。

オ 市町等が作成した計画※に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町長の承認等を得た取組であること。

※市町等が作成する以下の内容の記載されたもの。

- ①生物多様性保全に関する市町等の基本的考え方が記載されていること。
- ②生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置付けられていること。

(4) 中干し延期

中干し延期は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 中干し開始時期を慣行時期より 1 カ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。

イ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理、畦の点検・補修を実施すること。

(5) 江の設置等

江の設置等は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 10a 当たり原則 10m 以上とし、10m/10a に満たない場合は※のとおり取組面積を調整すること。

江の形状は、原則として「深さ 10cm 以上、水面幅 30cm 以上」とすること。

※取組面積(a(※1a 未満切り捨て)) = 設置した長さ(m)

イ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8 月中旬までとすること。

ウ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。

4 環境負荷低減の取組要件

要綱別紙 2 第 6 のウの d の環境負荷低減の取組についての要件は次のとおりとする。

(1) 長期中干し

長期中干しは、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 5割低減の取組と組み合せた取組であること。

イ 栽培する主作物が水稻であること。

ウ 稲の生育中期に 10 アール当たり 1 本以上の溝切りを実施した上で 14 日以上の中干しを実施すること。

(2) 冬期湛水

冬期湛水は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 5割低減の取組と組み合せた取組であること。

イ 栽培する主作物が水稻であること。ただし、令和 6 年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稻以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。

ウ 2 ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。

エ 市町等が作成した計画※に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町長の承認等を得た取組であること。

※市町等が作成する以下の内容の記載されたもの。

- ①生物多様性保全に関する市町等の基本的考え方が記載されていること。
- ②生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置付けられていること。

(3) 夏期湛水

夏期湛水は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 5割低減の取組と組み合せた取組であること。

イ 栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であり、転作田又は湛水可能なほ場であること。

ウ 6月下旬～9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。

エ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。

カ 市町等が作成した計画※に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町長の承認等を得た取組であること。

※市町等が作成する計画は、以下の内容の記載されたものとする。

- ①生物多様性保全に関する市町等の基本的考え方が記載されていること。
- ②生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置付けられていること。

(4) 中干し延期

中干し延期は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 5割低減の取組と組み合せた取組であること。

イ 栽培する主作物が水稻であること。

ウ 中干し開始時期を慣行時期より1ヶ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。

エ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理、畦の点検・補修を実施すること。

(5) 江の設置等

江の設置等は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 5割低減の取組と組み合せた取組であること。

イ 栽培する主作物が水稻であること

ウ 10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は※のとおり取組面積を調整すること。

江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm以上」とする。

※取組面積(※1a 未満切り捨て)) = 設置した長さ(m)

エ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとすること。

オ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。

5 環境負荷低減における5割低減の取組

要綱別紙2第6のウのdの取組における化学肥料・化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 慣行レベル

県の慣行レベルについては、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知。以下「表示ガイドライン」という。）に基づき定めており、施肥・防除の実態を踏まえて作物ごとに設定し公表している。

(2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法

化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法は次のとおりとし、化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法、低減割合の算定の方法等については、原則として表示ガイドラインの考え方即して行うものとする。なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について県慣行レベルのおおむね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合、当該資材を使用しないことをもって5割以上の低減が行われたものとみなすことができるものとする。

ア 化学肥料の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素成分量の合計とする。

イ 化学合成農薬の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学合成農薬の使用回数（土壤消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）の合計とし、化学合成農薬の有効成分ごとに算定するものとする。

(3) 化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項

ア (2) にかかわらず、植物防疫法第（昭和25年法律第151号）23条第1項又は第31条第1項に基づき実施される発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

イ 有機農産物規格別表B.1の農薬については、これを農産物の生産過程等において使用した場合にあっても、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

ウ 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物については、種子や苗等に使用されている化学合成農薬を化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以後に使用された化学合成農薬は使用回数に含めるものとする。また、この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行

レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとする。

6 環境負荷低減における自然災害発生時の対象活動の履行困難の取扱い

要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの取組について、自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱いについては以下のとおりとする。

- (1) 自然災害により、対象活動の履行ができなかった場合については、それぞれ次のとおり取り扱うことができるものとする。

環境負荷低減の取組（5割低減の取組を除く。）を適切に行つたものの、自然災害により、その要件の達成が困難となった場合については、その原因が自然災害によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、当該環境負荷低減の取組が行われたものとみなすことができるものとする。

- (2) (1)の特例の措置を受けようとする場合の手続は、次に定めるとおりとする。

ア 活動組織等は、事前に農地が所在する市町と協議を行つた上で、要綱別紙2第5の8の実施状況の報告を行う際に様式第1-13号を添付して市町長に提出するものとする。なお、事業年度内であり、実施状況の報告以降に自然災害が発生した場合は、活動組織等は速やかに市町長に報告を行い、市町長、県知事及び九州農政局長は別途協議するものとする。

イ アの提出を受けた市町長は、これを実施状況の報告に添付し、県知事に対して自然災害の発生による特例措置の適用に係る技術的な意見を求めることがある。

ウ イにより意見照会を受けた県知事は、以下の特例措置の適用に関する基準に係る技術的な意見を付して、九州農政局長に対し、協議を行うものとする（様式第2-19号）。

a 自然災害により取組の継続が困難な状況であることについて、近隣地域で同種の取組を行つている農業者においても同様であると認められること又は市町等の第三者による確認が行われていること。

b 県から当該災害に係る被害額や当該災害に対応した技術指針等が公表又は周知されていること。

- (3) (2)で協議を行つた特例の適用について、その内容が適切であるか九州農政局長から県知事は通知を受けるものとする。

- (4) 県知事は、(3)の結果を踏まえて、実施状況の報告に対する確認結果と併せて市町長に報告するものとする。

長崎県 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動 に関する指針

1. 対象施設、対象活動の項目

(1) 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）

活動区分	施設区分	活動項目	活動要件
実践活動	水路	61 水路の補修	・集落が管理する施設 ・原則として工事1件当たり2百万円未満とする。
		62 水路の更新等	
	農道	63 農道の補修	また、県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。
		64 農道の更新等	
	ため池	65 ため池の補修	
		66 ため池（附帯施設）の更新等	

活動区分	施設区分	活動項目	活動要件
実践活動	農地にかかる施設	110 農地に係る施設の補修	・原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 また、県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。
		111 農地に係る施設の更新等	

2. 対象施設・対象活動の項目の説明

(1) 実践活動

1) 水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動

61 水路の補修

① 水路本体

□水路の破損部分の補修

- ・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
- ・水路の一部区間において、水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、擁壁型水路（石積水路、矢板水路等）、ライニング水路（セメント、アスファルト等による表面のライニング水路等）、木製水路（木柵等）、水路法面の地盤改良等の補修による対策を行うこと。

□水路の老朽化部分の補修

- ・目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
- ・パイプラインの塗装劣化等により腐食の恐れがある場合、再塗装等の対策を行うこと。
- ・水路の一部区間において、水路側壁が薄く、壁の転倒等の恐れがある場合、壁厚を厚くする等の対策を行うこと。

□水路側壁の嵩上げ

- ・水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

□U字フリューム等既設水路の再布設

- ・水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

② 附帯施設

□集水枠、分水枠の補修

- ・集水枠、分水枠の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□ゲート、ポンプの補修

- ・ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

- ・水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□水路蓋の補修

- ・水路や集水枠等の蓋の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□水路法面の補修

- ・水路法面の破損箇所や老朽化した箇所の補修等を行うこと。
- ・水路法面に侵食や土砂の崩壊等が生じ、維持管理に支障がある場合に新たに張りブロックや張りコンクリート等の対策を行うこと。

取水施設の補修

- ・ 井堰の破損箇所や老朽化した箇所の補修等を行うこと。
- ・ 樋門・樋管の破損箇所や老朽化した箇所の補修等を行うこと。
- ・ ボックス・メーター器等の管理施設の破損や老朽化した箇所の補修等を行うこと。

空気弁・仕切弁等の補修

- ・ 空気弁、排泥弁、仕切弁等の破損箇所や老朽化した箇所の補修や腐食防止剤の塗布等を行うこと。

貯水槽の補修

- ・ ボックス・メーター器等の管理施設の破損や老朽化した箇所の補修等を行うこと。

沈砂池等の補修

- ・ 沈砂池等の法面浸食や破損、老朽化した箇所の補修等を行うこと。

62 水路の更新等

① 水路本体

素堀り水路からコンクリート水路への更新

- ・ 水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。
- ・ 水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、擁壁型水路（石積水路、矢板水路等）、ライニング水路（セメント、アスファルト等による表面のライニング水路等）、木製水路（木柵等）、水路法面の地盤改良等の更新による対策を行うこと。

水路の更新

- ・ 水路の一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

② 附帯施設

ゲート、ポンプの更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ更新等の対策を行うこと。

安全施設の設置

- ・ 水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

水路蓋の更新

- ・ 老朽化し機能に支障が生じまた、維持管理に支障が生じている水路蓋について更新の対策を行うこと。
- ・ 水路管理用道路において、側溝蓋がないために車両通行時に脱輪したりする恐れがある場合、新たに蓋を設置することにより対策を

行うこと。

□取水施設の更新

- ・ 老朽化や不同沈下等により取水機能に支障が生じている井堰について、更新等の対策を行うこと。
- ・ 老朽化や不同沈下等により機能に支障が生じている樋門・樋管について、更新等の対策を行うこと。
- ・ ボックス・メーター器等の管理施設の老朽化により管理に支障が生じている場合、更新等の対策を行うこと。

□空気弁・仕切弁等の更新

- ・ 老朽化等により機能に支障が生じている空気弁、排泥弁、制水弁等について、更新等の対策を行うこと。

□集水枠等の更新

- ・ 豪雨などによりオーバーフローし、周辺の農用地等に影響を及ぼす恐れがある場合、集水枠等を更新することにより対策を行うこと。

□集水枠等の新設

- ・ 水路合流箇所に集水枠がなく、豪雨などにより慢性的にオーバーフローし、周辺の農用地等に影響を及ぼす恐れがある場合、集水枠を新設する。

2) 農道に関する対象活動

63 農道の補修

① 農道本体

□農道路肩、農道法面の補修

- ・ 農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
- ・ 管理用道路の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- ・ 農道路肩・法面の崩壊、雑草の繁茂等により通行の安全性に支障が生じている場合や、清掃や土砂除去などの日常管理が支障がある場合、農道路肩・法面に擁壁の設置や張りコンクリート等のライニング等による対策を行うこと。

□舗装の打換え（一部）

- ・ 老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

② 附帯施設

□農道側溝の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

64 農道の更新等

① 農道本体

□未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

- ・ 未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。
- ・ 未舗装の管理用道路について、水路の維持管理等に支障が生じている場合、新たに舗装することにより対策を行うこと。

② 附帯施設

□側溝蓋の設置

- ・ 農道において、側溝に蓋がないために車輌通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

□土側溝をコンクリート側溝に更新

- ・ 土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

3) ため池に関する対象活動

65 ため池の補修

① ため池本体

□洗堀箇所の補修

- ・ ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。
- ・ ため池堤体法面（ため池内水面に接する法面を含む）の崩壊や雑草の繁茂等により安全性や、清掃、土砂除去などの日常管理に支障が生じている場合、堤体法面に張りコンクリート等のライニング等の対策を行うこと。（なお、堤体下流法面については堤体からの漏水やパイピング等の変状を早期に発見し災害の未然防止を図る必要があることから、張り芝等がよい。このため計画に位置付ける場合は、市町及び県からの技術的な助言を受けるものとする。また、ため池内水面に接する法面について施設管理者と協議を行うものとする）

□漏水箇所の補修

- ・ ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

□ため池の浚渫

- ため池において、土砂等の堆積により貯水機能に障害が生じている場合、土砂等の堆積物を取り除く等の対策を行うこと。

② 附帯施設

□取水施設の補修

- ため池の堅樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- ため池の流入部構造物の破損や老朽化により流入に支障が生じている場合、破損や老朽化した箇所の補修や堆積土砂の除去等の対策を行うこと。

□洪水吐の補修

- ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

- 転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

66 ため池（附帯施設）の更新等

□ゲート、バルブの更新

- 老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

- ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

□ポンプの更新

- 老朽化等により機能に支障が生じているポンプについて、更新等の対策を行うこと。

3) 農地に係る施設に関する対象活動

110 農地に係る施設の補修

① 本体

□暗渠排水施設の補修

- 暗渠排水施設の破損、老朽化や不同沈下等により排水機能への支障が生じている場合、状況に応じた補修等の対策を行うこと。

□鳥獣害防護柵の補修

- 鳥獣害防護柵の破損や老朽化等により機能への支障が生じている場合、状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

- 鳥獣害被害防護柵において雑草の繁茂により施設管理に支障が生じている場合、鳥獣害防護柵設置箇所に張りコンクリート等の対策を行うこと。

□進入路の補修

- 進入路路肩や進入路法面に侵食や土砂の崩壊が生じている場合や、

舗装路で老朽化等により路面の凹凸、輪だち、ひび割れ等がみられた場合、その部分を補修する等の対策を行うこと。

給水施設の補修

- ・ 給水栓、畑灌施設等の破損や老朽化等により給水機能に支障が生じている場合、補修等の対策を行うこと。

防風施設の補修

- ・ 防風ネット、防風林などの防風設備において、形状の劣化、破損等が見られる場合、補修等により対策を行うこと。

111 農地に係る施設の更新等

① 本体

客土

- ・ 軟弱地盤地帯において、不等沈下等により耕作に支障が生じている場合、耕作放棄地発生防止を図ることを目的として、表土等の補充を行い耕作可能な状態へ復旧すること。

② 附帯施設

暗渠排水施設の設置

- ・ 排水不良により農作業や作物の生育に支障が生じる場合、暗渠排水施設の断面拡大や新たな暗渠排水施設の設置等の対策を行うこと。

進入路の更新

- ・ 未舗装進入路において、進入路の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面に舗装をする対策を行うこと。

給水施設の更新

- ・ 給水栓、畑灌施設等の破損や老朽化等により給水機能に支障が生じている場合、更新等の対策を行うこと。